

地方独立行政法人法の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）について

1. 改正の趣旨 ～地方独立行政法人における適正な業務の確保～

(1) P D C A サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- ◆ 評価者を評価委員会から設立団体の長に変更
- ◆ 中期目標の具体化
- ◆ 評価結果の反映等の義務付け

(2) 法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入

＜内部統制体制の整備＞

- ◆ 業務方法書（法人作成）における内部統制体制の整備に関する事項の記載

＜監事・会計監査人の機能強化＞

- ◆ 監事・会計監査人による報告徴収・調査の権限や役員の不正行為に関する報告等の義務の明確化

＜設立団体の長からのガバナンス強化＞

- ◆ 設立団体の長による著しく不適正な業務運営等に対する是正・業務改善命令 等

参考 見直しの前後における目標・評価管理の仕組みの比較

	現行法	改正後
中期目標の策定・変更	設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで策定・変更	設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで策定・変更（現行制度を維持）
法人の長が作成した中期計画の認可	設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで認可	<u>設立団体の長が認可※</u>
各事業年度の業績評価	委員会が実施	<u>設立団体の長が実施※</u>
中期目標期間終了時に見込まれる業績評価	委員会が実施	<u>設立団体の長が、委員会の意見を聴いた上で実施</u>
中期目標終了後の見直し内容	設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで決定	設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで決定（現行制度を維持）

※の事項について、設立団体の長が委員会の意見を聴く場合は、条例による規定が必要。

2. 評価委員会への意見聴取について

◆業務方法書の変更

- ・「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」の記載
- ・法人が変更案を作成し、評価委員会の意見を聴取
- ・設立団体の長の認可を経て施行

3. 事務手続きのスケジュール（予定）

	手続き内容
H30年1月	○第4回評価委員会 ・業務方法書（案）に対する意見の聴取
3月	○業務方法書 設立団体の長の認可
4月	○業務方法書の施行

※別途、定款の変更、「地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例」及び「地方独立行政法人明石市立市民病院の業務運営等に関する規則」の改正を予定